



# 福祉の 手引き

## (抜粋)

※ 一部変更

- ( 4章 医療費の助成等)
- ( 5章 補装具・日常生活用具等)
- ( 7章 障害者総合支援制度)
- ( 8章 日常生活の支援)
- ( 9章 手当・年金・貸付等)
- (10章 減免・割引)
- (11章 移動)

(平成30年度版)

## 《ご注意》

この冊子は、大阪府福祉部障がい福祉室が作成された『福祉の手引』（平成29年度版）のうち、特にお問い合わせが多いと思われる部分を抜粋したものです。

全編の入手をご希望される場合は、下記URLよりダウンロードが可能です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

また、インターネットで検索される場合は

【大阪府平成30年度版福祉の手引き】（【 】内ののみ入力）

で検索していただくと見つかります。

## この手引きを利用する方へ

(1) この手引きは、基本的に大阪府内（政令市・中核市除く※）の在宅で生活する身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等による障害者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象として作成しています。

※ 参考として政令市・中核市の情報も掲載している場合があります。

（政令市：大阪市、堺市 中核市：高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市）

(2) 法律では、身体障害者について、18歳以上を「身体障害者」、18歳未満を「身体障害児」、知的障害者について、18歳以上を「知的障害者」、18歳未満を「知的障害児」として区分しています。

しかし、この手引きでは、基本的にこのような区分をせず、各項目の対象者について、下記のとおり記載しています。

記 載	対 象 者
身体障害者	すべての身体障害者と身体障害児を対象にしている場合
身体障害児	18歳未満の身体障害児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の身体障害者	18歳（あるいは15歳）以上の身体障害者だけを対象にしている場合
知的障害者	すべての知的障害者と知的障害児を対象にしている場合
知的障害児	18歳未満の知的障害児だけを対象にしている場合
18歳（あるいは15歳）以上の知的障害者	18歳（あるいは15歳）以上の知的障害者だけを対象にしている場合
難病等による障害者	障害者総合支援法※第4条第1項の政令で定める疾病による障害者と障害児を対象にしている場合

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。以下、障害者総合支援法と表記する。

※ なお、各項目において、対象者がすぐにわかるよう、下記のマークを使用しています。

（身）：身体障害者に関する情報の項目

（知）：知的障害者に関する情報の項目

（精）：精神障害者に関する情報の項目

（難）：難病等による障害者に関する情報の項目

(3) 掲載内容について時点の記載がない場合は平成30年4月時点の情報です。情報を更新する場合は、大阪府福祉部障害福祉室のホームページの「福祉の手引き」に掲載します。

アドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>

## 障がい種別事業該当一覧表 (この表は目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。)

○ … 該当 △ … 一部該当 数字 … 等級制限あり (例: 「1・2」は1級と2級が該当)

注) 聴覚は2級まで、平衡機能と音声・言語・そしゃく機能は3級まで。

各障害者手帳の種別、等級など	医療費の助成								補装具・日常生活用具				日常生活の支援							
	重度医療費者への身体障害者・知的障害	歯科診療	自立支援医療費(更生医療)の支給	自立支援医療費(育成医療)の支給	支給	医療費の助成(指定難病)・特定疾患	小児慢性特定疾患の給付	補装具費の支給	交難付	日常生活用具の給付・貸与	車いすの貸出	付小児慢性特定疾患日常生活用具の給	障害者総合支援法障害福祉	地域生活支援事業	児童福祉法障害児福祉サービス	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	市町村障害者相談支援事業	盲ろう者通訳・介助者派遣事業	
身体	視覚	1・2	△	○	○			○		○	○	小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けている児童	障害の種類や介護者の状況等に応じて利用することができます			○	1・2			
	聴覚・平衡機能	2	△	○	○			○	※	○	○	○		○	○	2				
	音声・言語・そしゃく		△	○	○			○		○	○	○		○	○					
	肢体不自由	1・2	△	○	○			○		○	○	○		○	○					
	心臓機能	1	△	○	○			○		○	○	○		○	○					
	じん臓機能	1	△	○	○			○		○	○	○		○	○					
	呼吸器機能	1	△		○			○		○	○	○		○	○					
	ぼうこう・直腸機能	1	△		○			○		○	○	○		○	○					
	小腸機能	1	△	○	○			○		○	○	○		○	○					
	免疫機能	1・2	△	○	○			○		○	○	○		○	○					
知的	A(重度)	○	△							○				○	○	○				
	B1(中度)	△	△							○				○	○	○				
	B2(軽度)		△							○				○	○	○				
精神	1級					○				○				○	○	○				
	2級					○				○				○	○	○				
	3級					○				○				○	○	○				
章番号	4章								5章				7章 8章	7章	7章 8章	8章				
掲載ページ	1	2	2	2	2	2	3	3	4	4	4	5	5	6~8 11~19	9	10 19	20	20	20	21
備考	所得制限あり	・・・一定歳以上以上の場合原則対象外	・・・一定歳未満以上の場合原則対象外	より一定所 得以上 の場合原則対象外	より一定所 得以上 の場合原則対象外	疾病の状況に	種補装具の種類により制限あり	障害の	六※手帳交付対象以上にならない両耳							門障害種別や相談内容によつた場合あり、専	視覚と聴覚の重複者が対象			
問い合わせ	町保険課	町福祉課	町福祉課	町福祉課	府保健所	府保健所	町福祉課	町福祉課	町福祉課	町福祉課	町福祉課	町福祉課	町教育総務課	町福祉課	町福祉課	町福祉課	大阪障害者自立支援協会			

各障害者手帳の種別、等級など	手当・年金・貸付等												手当・年金・貸付等												減免・割引						
	発達障害児療育拠点	障害基礎年金（国民年金）	特別障害給付金	重度障害者特例支援事業	障害厚生年金・障害手当金	障害者扶養共済制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	重度障害者在宅生活応援制度	保証料交付事業	視覚障害者施術所整備運営資金融資信用	生活福祉資金	税						自動車税・自動車取得税	軽自動車税	所得税	住民税	相続税	贈与税					
															自動車税	軽自動車税	所得税	住民税	相続税	贈与税											
身体	発達障害児とその家族等が対象	国民年金法による障害等級表の1～2級該当者	厚生年金保険法による障害等級表の1～3級該当者等	△	1～3	△	△	△	△	1・2	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	2・3	△	△	△	△	2		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	3	△	△	△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1～3	△	△	△	△	1・2		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1・3	△	△	△		1		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1・3	△	△	△		1		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1・3	△	△	△		1		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1・3	△	△	△		1		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1・3	△	△	△		1		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	1～3	△	△	△		1・2		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
知的				△	1～3	△	△	△		1・2		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○	△	△	○	△	△		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
精神				△	1～3	△	△	△	△			○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				△	○			△				○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
章番号			9章																												
掲載ページ			22	24	24 25	25	26	27 28	28 29	29	30	31 32	33	33	34 35	34 35	36 37	36 37	37	38	38	38	38	39							
備考																															
問い合わせ			年町 金保 事務課 務所・	年町 金保 事務課 務所・	町福 祉課	年金 事務所	町福 祉課	家庭 セント タ	池田 福祉 課ども・	家庭 セント タ	池田 福祉 課ども・	町福 祉課	町福 祉課	家庭 セント タ	池田 福祉 課ども・	大阪府	協議 会福 祉	府税 事務所	町税 務課	税務 署	町税 務課	税務 署									

## 障がい種別事業該当一覧表 (この表は目安です。詳しくは各窓口にお尋ねください。)

○ … 該当 △ … 一部該当 数字 … 等級制限あり (例: 「1・2」は1級と2級が該当)

注) 聴覚は2級まで、平衡機能と音声・言語・そしゃく機能は3級まで。

各障害者手帳の種別、等級など	減免・割引															社会教育施設の使用料	
	交通								NHK放送受信料	NTTの無料番号案内(ふれあい案内)	預貯金等の利子非課税制度	二ユーフォ祉定期貯金	携帯電話	映画館			
	鉄道	バス	大阪メトロ(地下鉄)	大阪メトロ(バス)	タクシー	航空機	船舶	有料道路									
身体	視覚	△	○	△	○	○	○	△	○	△	1・2	○	△	△	○	○	
	聴覚・平衡機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	音声・言語・そしゃく	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	肢体不自由	△	○	△	○	○	○	△	○	△	1・2	○	△	△	○	○	
	心臓機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	じん臓機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	呼吸器機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	ぼうこう・直腸機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	小腸機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
	免疫機能	△	○	△	○	○	○	△	○	△		○	△	△	○	○	
知的	A(重度)	△	△	△	○	○	△	△	○	△	○	○	△	△	○	○	
	B1(中度)	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	
	B2(軽度)	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	○	○	
精神	1級		△	△	△	△	△			△	○	○	△	△	○	○	
	2級		△	△	△	△	△			△	○	○	△	△	○	○	
	3級		△	△	△	△	△			△	○	○	△	△	○	○	
章番号		10章															
掲載ページ		40	40	41	41	42	42	50	42	43	43	44	45	45	45	46 47	
備考																	
問い合わせ		各鉄道会社	各バス会社	大阪メトロ	各タクシー	各航空会社	各船舶会社	町福祉課	町福祉課	NTT	NTT	郵便局	各携帯会社	各映画館			



## 4章 医療費の助成等

### (1) 重度障害者（身体障害者及び知的障害者）医療費の助成

内容	身体障害及び知的障害のある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。 なお、他の公費負担医療（更生医療・特定医療費（指定難病）等）の給付が受けられる場合はそちらが優先されます
----	--

平成30年4月1日から  
大阪府の福祉医療費助成制度（補助基準）が変わりました

詳細は以下をご参照ください

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/hukusiiryou/sai\\_koutiku.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/hukusiiryou/sai_koutiku.html)

	いの程度の判定に至つていよいのつり訪問看護指示書において「装着・使用医療機器等」の項目に該当する4歳未満である人
窓口	市町村障がい福祉担当課または福祉医療担当課

### (3) 歯科診療

内容	歯科診療所では対応の困難な障害者の歯科診療を行う施設として、大阪急性期・総合医療センター、（一社）大阪府歯科医師会附属障害者歯科診療センターなど25か所の障害者歯科診療を実施する医療機関があります。
窓口	福祉課（障害担当）又は <u>歯科医療機関一覧</u>

### (4) 自立支援医療費（更生医療）の支給

内容	<p>更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。</p> <p>更生医療受給者証の交付を受けるには、下記窓口で自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。</p> <p>なお、更生医療申請の際は、指定更生医療機関の意見書が必要です。</p>
対象者	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人
窓口	福祉課（障害担当）

### (5) 自立支援医療費（育成医療）の支給

内容	<p>育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。</p> <p>育成医療費の支給を受けるには、下記窓口で自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。なお、育成医療申請の際は、指定育成医療機関の意見書が必要です。</p>
対象者	身体障がい児（18歳未満）
窓口	福祉課（障害担当）

### (6) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

内容	<p>精神通院医療の指定を受けている医療機関で、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は、疾病の状況により制度の対象外になることがあります。</p> <p>自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けるには、下記窓口で、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書を受け取り、申請手続をします。</p> <p>なお、精神通院医療申請の際は、指定精神通院医療機関の診断書が必要です。  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/jiritsu/index.html</a></p>
対象者	通院により精神疾患の治療を受けている方
窓口	福祉課（障害担当）

## (7) 特定医療費（指定難病）の助成



内容	平成27年1月1日付けて難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病（平成30年4月から331疾病に拡大。）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「難病に係る新しい医療費助成制度（難病法に基づく制度）」に掲載されています。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryohizyose/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/atarasiiryohizyose/index.html</a>
窓口	大阪府池田保健所

## (8) 特定疾患医療費の助成



内容	難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年7月1日現在、4疾患。）に対して医療費の助成を行っています。 対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては下記HPの「特定疾患医療費助成」に掲載されています。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/t_sikkan/index.html</a> なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しい医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。
窓口	大阪府池田保健所

## (9) 小児慢性特定疾病医療の給付



内容	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療を、公費によって給付する制度があります。 対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は下記HPの「小児慢性特定疾病医療費助成制度 利用の手引き」に掲載されています。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/shoumanshippei/seidokaisei.html</a>
窓口	大阪府池田保健所

# 5章 補装具・日常生活用具等

## (1) 補装具費の支給

内容	<p>失われた身体機能の補完、代替する用具の購入又は修理に要する費用について支給されます。</p> <p>費用は用具の種類別に基準額が定められており、所得に応じた負担上限月額の設定があります。また障害福祉サービスの負担額等と合算され、高額障害福祉サービス等給付費による軽減措置の対象となります。</p> <p>また、障害の状況その他やむを得ない事情により、国が定める基準以外の補装具を必要とするときは、下記窓口にご相談ください。</p> <p>補装具費の支給を受けるには、下記窓口で補装具費支給申請書を受け取り、手続きをします。<b>※ 購入前の事前申請が必要です。</b></p> <p><b>【補装具の種類（例）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①肢体不自由者 義肢、装具（上肢・下肢・体幹装具）、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、クッション、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置</li><li>②視覚障害者 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li><li>③聴覚障害者 補聴器</li><li>④内部障害者 車椅子、電動車椅子</li></ul>
対象者	身体障害者・身体障害児及び障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病による障がいのある方（ただし、補装具の種類によっては、障害の種別、等級により交付等が制限される場合があります。）
窓口	福祉課（障害担当）

## (2) 難聴児への補聴器購入費用の交付

内容	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を交付します。また、補聴器を購入するために検査を受けた難聴児に対し、その検査料（他制度で助成を受けている場合を除く）を交付します。
対象者	身体障害者手帳の交付対象とならない（但し、両耳60デシベル以上）軽度・中度難聴児
窓口	福祉課（障害担当）

## (3) 日常生活用具の給付・貸与

内容	<p>障害者が日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。一部自己負担があります。</p> <p>用具の種類については、下記窓口にお問い合わせください。</p> <p>日常生活用具の支給・貸与を受けるには、下記窓口で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。詳しくはお問い合わせください。</p>
窓口	福祉課（障害担当） (注) 介護保険による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入もあります。

## (4) 車いすの貸出



### ① 大阪府肢体不自由者協会（[関係機関一覧](#)）

内容	個人が一時的に車いすを必要とする場合、短期間（原則として3か月程度）、無料貸出を行っています。 なお、学校・団体等が車いす体験を行う場合も貸出可能です（1週間程度、最大20台まで）。
----	--

### ② 大阪障害者自立支援協会（[関係機関一覧](#)）

内容	身体障害者や病気やけが等により一時的に車いすを必要とする人を対象として、短期間（1か月程度）、車いすの無料貸出を行っています。
----	---

## ■小児慢性特定疾病の方に関する情報

### 小児慢性特定疾病の方への日常生活用具の給付

対象者	日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等便宜を必要とする小児慢性特定疾病児等であって、次のそれぞれの要件を全てみたす者とします。  <小児慢性特定疾病の方> ①小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている児童等 ②在宅で療養している者 ③障害者総合支援法等の施策の対象とはならない者
内 容	小児慢性特定疾病の人が、日常生活をより円滑に営むことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。世帯の前年の所得税額等に応じて一部負担があります。 給付券の交付を受けるには、下記窓口で日常生活用具給付申請書を受け取り、手続きをします。 なお、手続きの際には、医師の診断書が必要となる場合があります。
窓 口	福祉課（障害担当）

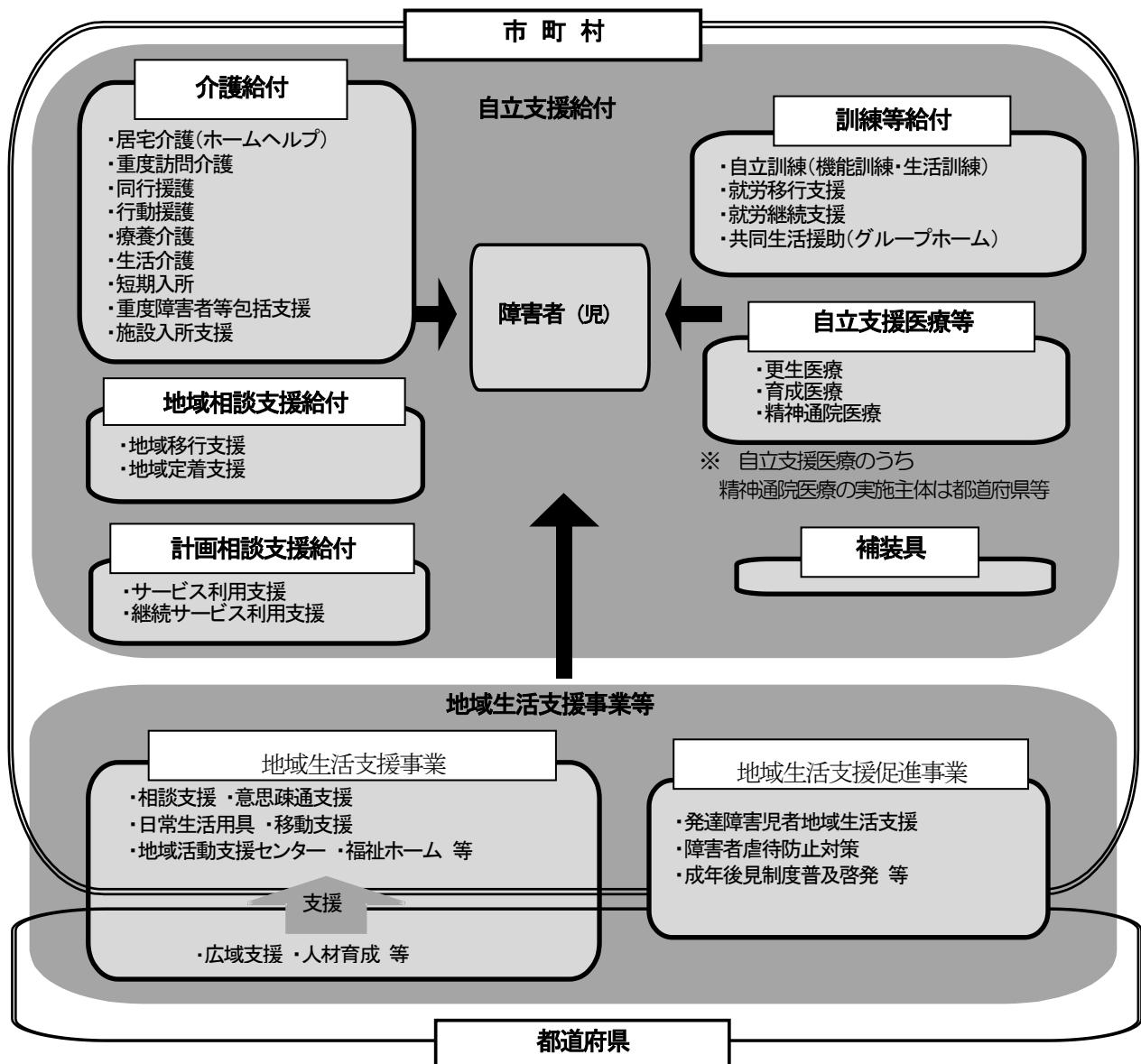
## 7章 障害者総合支援制度※

※ 以下、障害者総合支援法に基づく制度のことを「障害者総合支援制度」としています。

### (1) 障害者総合支援法について

内容	<p>障害保健福祉施策は、平成15年4月から支援費制度による利用契約制度が導入され、利用者が自ら事業者を選択して、サービスを利用するという仕組みが始まり、障害者のサービス利用が飛躍的に拡大しました。</p> <p>その一方で、障害種別ごとに縦割りでサービスが提供され、施設や事業の体系が複雑であることなどが課題として指摘されてきました。</p> <p>これらの課題を解決するとともに、障害のある方々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。</p> <p>その後、平成25年4月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービスの対象に難病等による障害のある方が加わりました。法に基づくサービスには、居宅介護や重度訪問介護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画の作成等を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」、更生医療や育成医療等の「自立支援医療」、「補装具費の支給」、相談支援や意思疎通支援、移動支援等を行う「地域生活支援事業」などがあり、これらの支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念として障害者総合支援システムを構築しています。</p> <p>これらのサービスを利用するためには、市町村へ申請手続きを行い、障害支援区分の認定(介護給付、訓練等給付の共同生活援助（介護を伴う場合）)、支給決定を受けた上で、指定事業者・施設等との契約や指定医療機関での受診を行っていただこととなります。</p> <p>【自立支援医療 ⇒ 第4章、補装具 ⇒ 第5章を参照】</p>
窓口	<p>福祉課（障害担当） 【指定事業者・施設の情報】 独立行政法人福祉医療機構ホームページ WAM NET <a href="http://www.wam.go.jp/">http://www.wam.go.jp/</a></p>

# 障害者総合支援制度によるサービス体系



## (2) 主なサービスの概要

### ●自立支援給付関係

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または、知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難がある方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
	同行援護	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の援護
	行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護
	療養介護	医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
	生活介護	障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助
	短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に入浴、排せつ、食事の介護等サービスを提供
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他複数のサービスを包括的に提供
	施設入所支援	施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
	自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間定期的な巡回訪問または随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を提供
	就労移行支援	就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	就労継続支援	企業等に就職することが困難な方等に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供
	共同生活援助 (グループホーム)	地域における共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を提供
支援付 地域相談支	地域移行支援	施設等に入所している方に対して、住居の確保その他地元における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者の方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う
計画相談支援給付	計画相談支援 (サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障害福祉サービス等の申請時及び支給決定時に、利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行う

## ●地域生活支援事業関係

- ・ 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- ・ 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業
- ・ 障害福祉サービスに関する普及啓発等の事業

### (参考) 市町村地域生活支援事業[必須事業]

理解促進研修・啓発	地域社会の住民に対して障害者等に関する理解を深めるための研修や啓発を行うもの
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するもの
相談支援	障害者のいろいろな相談に応じて情報の提供や助言を行うもの
成年後見制度利用支援	知的障害者又は精神障害者の成年後見制度の利用を支援するもの
成年後見制度法人後見支援	業務を適正に行うことができる法人を整備するとともに、法人後見の活動を支援するもの
意思疎通支援	手話通訳者の派遣などを通じて、障害者の方の円滑なコミュニケーションを図るもの
日常生活用具給付等	日常生活を便利に、または容易にするために必要な物の給付を行うもの
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの
移動支援	障害者の外出の際に円滑な移動を支援するもの
地域活動支援センター機能強化	創造的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る地域活動支援センターの機能を強化するもの

### [任意事業]

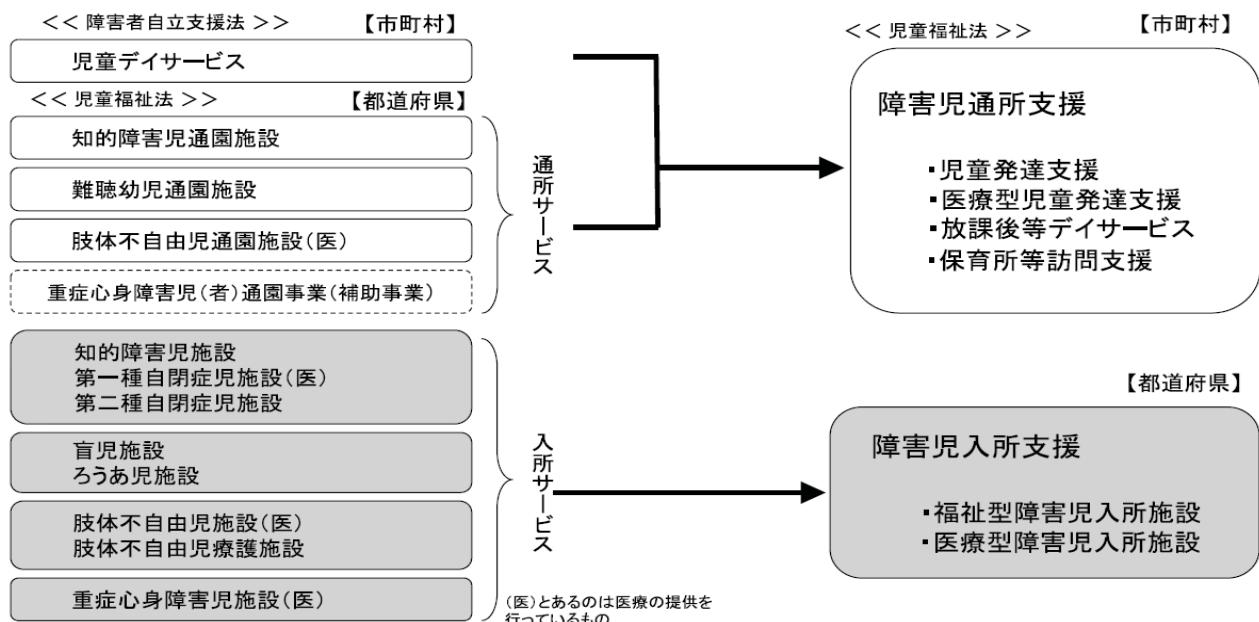
市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができます。

#### (任意事業の一例)

- ・ 福祉ホームの運営 (低料金での居室や設備の提供、その他日常生活を援助するもの)

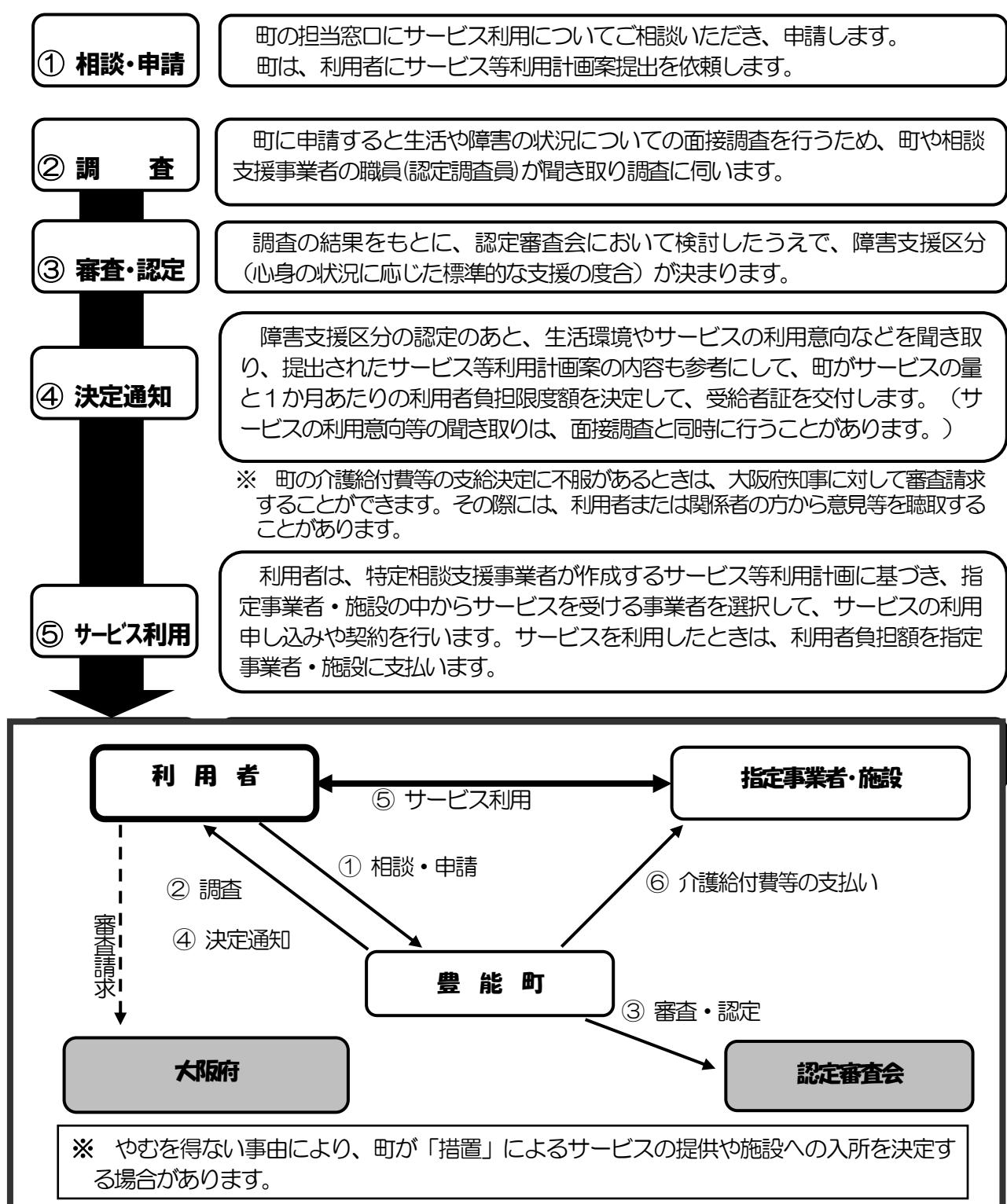
### (3) 障害児支援について

平成24年4月1日より、以下のとおり障害児支援の体系が変更されています。



通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、児童発達支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
入所支援	福祉型障害児入所支援	施設に入所する障害児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所支援	施設に入所する知的障害児、肢体不自由児、重症心身障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障害児通所支援等の種類や内容等を定めた障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画を作成する 支給決定後、モニタリング期間ごとに障害児支援利用計画の見直しを行う

#### (4) 障害福祉サービス利用までの流れ



## (5) 障害支援区分とは

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスを受けるに際し、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分である「障害程度区分」が導入されました。しかし、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、障害者等の障がいの多様な特性その他の心身の状況に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すものとして「障害支援区分」と改められ、平成26年4月から施行されました。

障害福祉サービスを受けようとする方は、市町村から障害支援区分の認定を受ける必要があります。新規にサービスを受ける方については、市町村に支給申請を行っていただく必要があります。

障害支援区分の判定は、認定調査員が、申請者（調査対象者）及び介護者等から 80項目の調査項目に関する聞き取りを行った結果や医師の意見書等をもとに行われます。

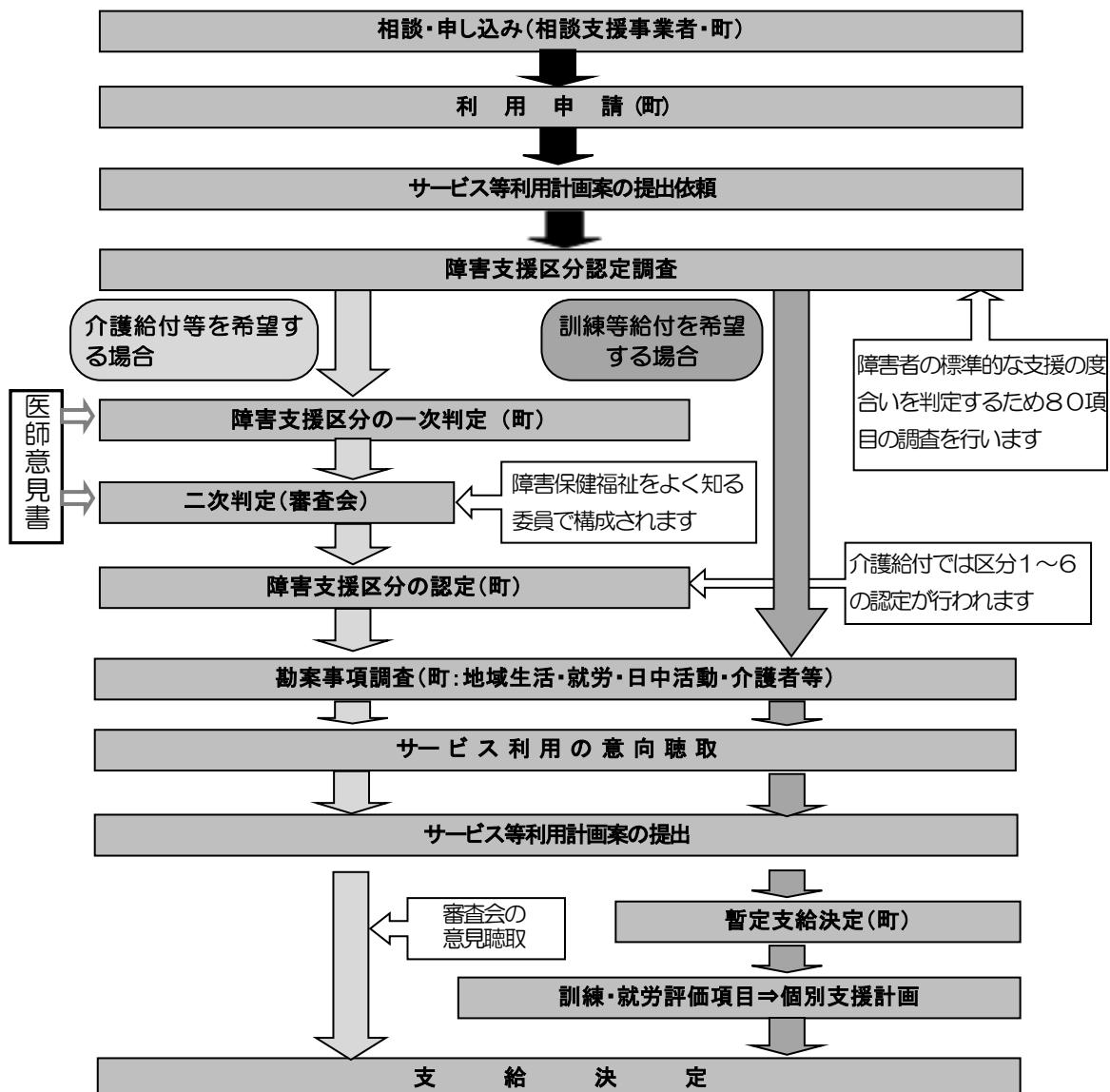
具体的には、障害支援区分は、コンピュータによる一次判定と、それを受けた市町村審査会による二次判定を経て判定されます。

### 【留意点】

認定調査員は、障害と区性を十分に理解した上で、申請者（調査対象者）から聞き取り調査を行いますが、調査にあたっては、障害特性を十分に踏まえた適切な判断を行う必要があります。

単に「できる」か「できない」ということだけでなく、心身の状況を十分に聞き取ることが必要です。また、質問項目だけでは判断できないような特性については、特記事項に記述することが大切です。

## (6) 障害支援区分の認定と支給決定の仕組み



※ 同行援護については、利用申請の後、同行援護アセスメント調査による調査を行います。詳細は、15ページをご覧ください。

## (7) 障害支援区分と介護給付の関係

障害支援区分と利用できる介護給付サービスとの関係については、下表のとおりです。（同行援護については、次ページ参照）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備 考
居宅介護 (ホームヘルプ)								通院等介助（身体介護を伴う）については、障害支援区分が2以上あって、障害支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり
重度訪問介護					重度肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により常時介護を要する人の中で、二肢以上に麻痺があり、認定項目の内、歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「支援が不要」以外の方			左記又は認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である者（その他経過措置もあり）
同行援護								身体介護を伴う場合は障害支援区分が2以上あって、障害支援区分の認定調査項目の要件を満たす必要あり。身体介護を伴わない場合障害支援区分の認定は不要
行動援助				行動上著しい困難があり、常時介護が必要な知的又は精神障害者（行動関連項目等の合計点数が10点以上の方）				精神・知的障害のみ対象
療養介護					筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者は区分5から	ALS患者等で人工呼吸器装着者		
生活介護		50歳以上の場合は区分2から						施設入所支援を利用する場合は区分4から（そのうち50歳以上の場合は区分3から）
短期入所 (ショートステイ)								
重度障害者等 包括支援								区分6かつ、ALS、強度行動障害など常時介護を要する障害者で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺があり呼吸管理を行っている身体障害者若しくは最重度知的障害者又は行動関連項目等の合計点数が10点以上である者
施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア)				50歳以上の場合は区分3から				

同行援護については、利用申請の後、まず同行援護アセスメント調査票による調査を行います。その後、同行援護（身体介護を伴わない場合）を利用する方については、障害支援区分認定は必要ありませんが、同行援護（身体介護を伴う場合）を利用する方については、障害支援区分認定が必要となります。

#### ◆ 身体介護を伴わない場合

- ・同行援護アセスメント調査票※の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者

#### ◆ 身体介護を伴う場合

- ・同行援護アセスメント調査票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者
- ・障害支援区分が2以上
- ・障害支援区分の認定調査項目の、「歩行」は「全面的な支援が必要」「移乗」「移動」「排尿」「排便」は「支援が不要」以外、いずれかひとつに認定

#### ※ 同行援護アセスメント調査票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することができます。

No.	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
1	視力障害	視力	普通（日常生活に支障がない）	約1m離れた視力確認表の図が見ることはできるが、目の前に置いた場合は見ることができない 目の前に置いた視力確認表の図は見ることができが、遠ざかるとみることができない	ほとんど見えない 見えているのか判断不能である	— 矯正視力による測定とする
2	視野障害	視野	1. 視野障害がない 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない	両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である	両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である	視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する
3	夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない 2. 夜盲の1点の事項に該当しない	暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	— 視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来たしたものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する	人的支援なしに視覚情報により単独歩行可能な場合に「歩行できる」と判断する
4	移動障害	盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行	慣れていない場所であっても歩行ができる	慣れた場所での歩行のみで歩行ができる 慣れた場所でも歩行ができない	慣れた場所でも歩行ができない 夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに視覚情報により単独歩行可能な場合に「歩行できる」と判断する

## (8) 利用者負担の仕組み



(注) 障害児施設の利用の場合も同様です。

## 8章 日常生活の支援

窓口	障害のある方の日常生活のため、(1)から(27)まで様々な支援があります。 (1)～(18)、(20)の窓口は福祉課、(19)の窓口は、教育総務課です。 (21)から(27)までの窓口は、それぞれに窓口を記載しています。
----	--

### (1) 計画相談支援

内容	障害福祉サービス等の支給決定等の前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、利用する障害福祉サービス等の種類や内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定等の後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、サービス等利用計画を作成します。 支給決定後、一定期間ごとにモニタリングを実施し、計画の見直しを行います。
----	--

### (2) 地域相談支援（地域移行・地域定着支援）

内容	地域移行支援では、障害者支援施設等や精神科病院、保護施設、矯正施設等に入所・入院している方に対して、地域生活へ移行するための活動に関する相談・支援を行います。 地域定着支援では、常時の連絡体制の確保や、緊急時の支援を行い、居宅において単身で生活する方等が地域生活を継続できるように支援します。
----	---

### (3) 障害児相談支援

内容	障害のある児童が障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成します。給付決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整の上、障害児支援利用計画の作成を行います。給付決定後、一定期間ごとにモニタリングを行います。
----	---

### (4) 居宅介護（ホームヘルパーの派遣）

内容	日常生活を営むのに支障となる障害のある方に対して、居宅における食事、入浴等の身体介護、洗濯、掃除、買い物等の家事援助、通院介助等を行います。 ■ 介護保険によるホームヘルパーの派遣もあります。
----	---

### (5) 重度訪問介護

内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で常時介護を要する者に対して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
----	--

## (6) 同行援護

内容	視覚障害によって移動に著しい困難がある方に対して、外出の際に、必要な情報の提供をはじめとした円滑な移動の支援を行います。
----	--

## (7) 行動援護

内容	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護が必要な方に 対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の 介護を行います。
----	---

## (8) 短期入所（ショートステイ）

内容	障害のある児(者)を介護している家族が病気や出産、その他私的な 理由により介護が困難となった場合、一時的に施設を利用（宿泊）できます。 ■ 介護保険による短期入所（ショートステイ）もあります。
----	--

## (9) 重度障害者等包括支援

内容	常時介護が必要な障害のある方に対して居宅介護その他複数のサービスを包括的に 提供します。
----	---

## (10) 療養介護

内容	医療及び常時介護を必要とする障害のある方に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上の支援を行います。 療養介護のうち医療にかかるものは療養介護医療として提供します。
----	---

## (11) 生活介護

内容	常時介護が必要な障害のある方に、入浴、排せつ及び食事等の介護や日常生活上の 支援を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
----	---

## (12) 自立訓練（機能訓練）

内容	身体障害のある方や難病等による障害のある方に、一定期間、通所又は利用者の居 宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に 関する相談及び助言その他必要な支援を行います。
----	--

## (13) 自立訓練（生活訓練）

内容	知的障害、精神障害のある方に、一定期間、通所又は利用者の居宅への訪問により、 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等 に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 宿泊型自立訓練では、居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能 力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行 います。
----	--

## (14) 就労移行支援

内容	一般就労が見込まれる65歳未満の障害のある方に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及び就職活動に関する支援等を行います。
----	--

## (15) 就労継続支援A型

内容	一般就労が困難な障害のある方のうち、雇用契約に基づく就労が可能な65歳（利用開始時65歳）未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援等を行います。
----	---

## (16) 就労継続支援B型

内容	一般就労が困難な障害のある方に、就労の機会を提供するとともに就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、就職活動に関する支援を行ないます。
----	---

## (17) 共同生活援助（グループホーム）

内容	地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある方に、主として夜間において、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の支援を行います。
----	---

## (18) 施設入所支援

内容	夜間に介護を必要とする障害のある方に、居住の場を提供し、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。 「障害者支援施設」とは、居住の場を提供するとともに主として夜間の支援を行う「施設入所支援」と日中活動の支援を行なう「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援B型」を組み合わせて行う施設のことを言います。
----	---

## (19) 児童福祉施設等（障害児関係）

内容	<p>① 児童発達支援    </p> <p>未就学児が家庭から通所しながら、身近な療育を受けることができます。</p> <p>② 放課後等デイサービス    </p> <p>就学児が放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭や学校から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられます。</p> <p>③ 保育所等訪問支援    </p> <p>保育所等を利用する障害児が保育所等での集団生活に適応できるように、支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。</p> <p>④ 障害児入所施設    </p> <p>障害児が施設で生活しながら、日常生活に必要な知識や技能を身につけることができます。</p>
----	--

## (20) ガイドヘルパー（移動支援従事者）の派遣

内容	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的としてガイドヘルパー（移動支援従事者）を派遣します。
----	---

## (21) 手話通訳者の派遣

内容	障害者総合支援法に基づき、手話通訳者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障害者及び言語障害者
窓口	福祉課（障害担当）、大阪聴力障害者協会（ <a href="#">関係機関一覧</a> ）

## (22) 要約筆記者の派遣

内容	障害者総合支援法に基づき、要約筆記者を派遣します（特に専門性の高いものについては大阪府にて実施）。
対象者	聴覚障害者及び言語障害者
窓口	福祉課（障害担当） 大阪府中途失聴・難聴者協会（ <a href="#">関係機関一覧</a> ）

## (23) 市町村障害者相談支援事業

内容	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、専門機関の紹介やピアカウンセリングを行います。
窓口	相談支援事業所

## (24) 地域活動支援センター

内容	利用者に対し相談支援、生活支援、地域交流、余暇支援及び機能訓練の提供等の支援を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。
窓口	地域活動支援センター

## (25) 福祉ホーム

内容	18歳以上の障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、低額な料金で居室その他の設備を利用することができます。利用料算定方式に基づいた利用料が必要です。
窓口	福祉課（障害担当）

## (26) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業



内容	<p>① 派遣内容</p> <p>盲ろう者通訳・介助者派遣事業では、大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障害がある人）で身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた人を対象に、通訳・介助者の派遣を実施しています。</p> <p>【派遣が認められない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの</li> <li>ロ 総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るものうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び1日当たりの当該サービス利用時間のうち1時間に係る通訳</li> <li>ハ 反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他 のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの</li> </ul> </li> <li>二 通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合</li> <li>三 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合</li> </ul> <p>② 利用料</p> <p>派遣に要する費用は無料です。ただし、派遣を受けておこなおうとする活動に 関して発生する利用者と通訳・介助者の交通費、入場料、その他の費用については、利用者の負担となります。</p> <p>③ 利用申込み</p> <p>あらかじめ利用登録を行い、原則として派遣を希望する10日前までに通訳・ 介助者派遣申請を行ってください。</p>
対象者	大阪府内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障害がある人）で身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた人
窓口	大阪障害者自立支援協会（ <a href="#">関係機関一覧</a> ）

## (27) 発達障害児療育拠点 (精)

内容	発達障害児の発達支援のため、児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業を活用し、療育・保護者指導等を行っています。
対象者	発達障害児とその家族
窓口	<p>①こども発達支援センター青空（そら）          （所在地）箕面市稻6-15-26          TEL：072-729-0125          FAX：072-729-0125</p> <p>②こども発達支援センターw i l l（ウィル）          （所在地）高槻市城北町1-6-8          TEL：072-662-0100          FAX：072-662-0056</p> <p>③自閉症療育センターL i n k（リンク）          （所在地）枚方市岡東町24-10          TEL：072-841-2411          FAX：072-841-2412</p> <p>④発達障害支援センターPAL（パル）          （所在地）東大阪市菱江5-2-34          TEL：072-975-5712          FAX：072-975-5718</p> <p>⑤こども発達支援センターSun（サン）          （所在地）富田林市栗ヶ池2969-5          TEL：0721-26-7331          FAX：0721-26-7331</p> <p>⑥自閉症児支援センターWa v e（ウェーブ）          （所在地）貝塚市東山2-1-1          TEL：072-421-3011          FAX：072-421-3011</p>

# 9章 手当・年金・貸付等

## 手当・年金等一覧

※対象者や金額の詳細は該当ページを参照してください。

年金関係	主な対象	金額	ページ
(1)(2)障害基礎年金	20歳以上で、国民年金法の障害等級表1～2級	1級:974,125円/年 2級:779,300円/年	24頁 25頁
(3)特別障害給付金	障害基礎年金等を受給していない一定の条件を満たす者	1級:51,400円/月 2級:41,120円/月	25頁 26頁
(4)重度障害者特例支援事業	障害基礎年金等を受給していない在日外国人等	2万円/月	26頁
(5)障害厚生年金・障害手当金	厚生年金保険法の障害等級表1～3級	厚生年金保険法の規定による	27頁 28頁
(6)障害者扶養共済制度	制度に規定する障害者	2万円/月 (一口につき)	28頁 29頁

手当関係	主な対象	金額	ページ
(7)特別障害者手当	20歳以上で、在宅の重度障害者	26,810円/月	29頁 30頁
(8)障害児福祉手当	20歳未満で、在宅の重度障害児	14,580円/月	30頁
(9)特別児童扶養手当	20歳未満で、在宅の重度・中度障害児の父母等	1級: 51,450円/月 2級: 34,270円/月	31頁
(10)児童扶養手当	ひとり親家庭の児童の父母等	9,980～42,290円/月 (加算等あり)	32頁 33頁
(11)重度障害者在宅生活応援制度（重度障害者在宅介護支援給付金）	在宅の重度障害者の介護者	1万円/月	34頁

貸付関係	主な対象	金額	ページ
(12)視覚障害者施術所整備運営資金金融資信用保証料交付事業	あん摩等の施術所を経営する視覚障害者	融資額（限度額450万円/件）に係る信用保証料相当額	34頁
(13)生活福祉資金	低所得世帯等	各種貸付資金により異なる	35頁 36頁

(1) 障害基礎年金（国民年金）



概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。（20歳未満の病気やけが等により障害者となった場合は、20歳に達したときから受給可能となる制度もあります。）
対象者	<p>① 国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日（※）から1年6ヶ月を経過した日あるいは1年6ヶ月以内に治った日（ともに障害認定日といいます）に、障害等級表の1級または2級の障害の状態に該当する場合、または障害認定日に障害等級表の1級または2級の障害になかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障害が悪化し、障害等級表の1級または2級の障害の状態になり、65歳に達する日の前日までに本人が請求した場合（事後重症制度）で、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人</p> <p>(ア) 初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた月と保険料免除を受けた月を合わせて3分の2以上あること</p> <p>(イ) 平成38年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料の滞納期間がないこと（初診日において65歳未満の人に限る）</p> <p>(※)初診日ニ障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日</p> <p>② 20歳前の傷病により20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級表の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある人または20歳に達したときに障害等級表の1級または2級の障害になかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障害が悪化し、障害等級表の1級または2級の障害の状態になり、65歳に達する日の前日までに請求した人（事後重症制度）</p>
年金額等	<p>年金額は、1級が年額974,125円、2級が年額779,300円で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。）また、子の加算額は、第1子及び第2子については、一人につき年額224,300円で、第3子以降については、一人につき年額74,800円です。</p> <p>（注）</p> <p>1 対象者の②について、本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。</p> <p>2 子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子）があるときに加算されます。</p> <p>3 年金額等は、法律等により改定されます。</p> <p>4 身体障害者手帳は「身体障害者福祉法」及び精神障害者保健福祉手帳は「精神保健福祉法」により、また、障害基礎年金は「国民年金法」により定められている異なる制度です。したがって、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳(以下、「障害者手帳」という。)の等級と障害基礎年金の等級とは連動していません。障害者手帳で1級または2級となっていても、必ずしも障害基礎年金が1級または2級とはなりません。</p> <p>※障害基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。</p>
窓 口	年金事務所または保険課

## (2) 障害基礎年金（国民年金） 知

概要	国民年金に加入されている人が、病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。
対象者	20歳前の傷病により20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）に障害等級表の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある人または20歳に達したときに障害等級表の1級または2級の障害になかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障害が悪化し、障害等級表の1級または2級の障害の状態になり、65歳に達する日の前日までに請求した人（事後重症制度）
年金額等	<p>年金額は、1級が年額974,125円、2級が年額779,300円で、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。（初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。）また、子の加算額は、第1子及び第2子については、一人につき年額224,300円で、第3子以降については、一人につき年額74,800円です。</p> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 対象者について本人の前年の所得が一定金額以上ある時は、年金の全額または半額が支給停止されます。</li> <li>2 子の加算については、受給権者によって生計を維持されている子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子）があるときに加算されます。</li> <li>3 年金額等は、法律等により改定されます。</li> </ul> <p>※障害基礎年金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。</p>
窓 口	年金事務所または保険課

## (3) 特別障害給付金 身 精

概要	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付されます。
対象者	<p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生          (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者</p> <p>上記（1）または（2）の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。          ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。</p> <p>なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。</p> <p>また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。</p> <p>（※）初診日＝障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日</p>
	<p>障害基礎年金1級に該当する方：月額51,400円（2級の1.25倍）          障害基礎年金2級に該当する方：月額41,120円</p> <p>（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。</li> <li>2 ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。</li> <li>3 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。</li> </ul>

	<p>4 給付金は、認定を受けた後、請求月の翌月分から支給されます。</p> <p>5 支払いは、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。 (初回払いなど、特別な場合は、奇数月に支払いが行われる場合もあります。)</p> <p>※特別障害給付金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。</p>
窓 口	年金事務所または保険課

#### (4) 重度障害者特例支援事業

概 要	重度の障害がある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障害基礎年金を受給できない障害者に対し、手当を支給する制度です。
対象者	重度の障害のある在日外国人などで、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない人で、次の①、②かつ③または④に該当している人 ① 府内に居住する外国人又は外国人であった人 ② 昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人 ③ 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人 ④ 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級であり、障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人
手当額等	手当額は、月額20,000円で、毎年4月、10月の年2回に分けて支給されます。ただし、養護老人ホーム入所者の場合、一定額を減額することがあります。
支給制限	①生活保護を受けているとき ②公的年金を受けているとき ③社会福祉施設入所者で援護の実施者が府内市町村以外であるとき ④本人の前年所得が一定金額以上あるとき
必要書類	申請書、公的年金未受給状況等申立書、障害者手帳の写し、外国人登録をされていたことを証する書類、診断書等
窓 口	福祉課（障害担当）

(5) 障害厚生年金・障害手当金  

概要	厚生年金保険に加入されている人が病気やけが等により障害者となったときに支給される年金です。また、障害手当金とは、障害厚生年金を受給できる障害の程度ではないが一定の障害が残った場合に、一時金が支給される制度です。
対象者	<p><b>① 障害厚生年金</b>          厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがなどにより、初診日から1年6ヶ月を経過した日あるいは1年6ヶ月以内に治った日(ともに障害認定日といいます)に、障害等級表の1級、2級または3級の障害の状態である場合、または障害認定日に障害等級表の1級、2級または3級の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までにその障害が悪化し、障害等級表の1級、2級または3級の障害の状態になり、65歳に達する日の前日までに本人が請求した場合(事後重症制度)で障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている人</p> <p><b>② 障害手当金</b>          厚生年金保険に加入している期間中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治った場合で、障害厚生年金を受けられる状態ではないが一定の障害の状態があり、障害基礎年金と同じ保険料納付要件を満たしている人</p>
年金額等	<p><b>① 障害厚生年金(年金額)</b>          障害厚生年金額(年額)は、(1)及び(2)の計算式により得られた額の合計額となります。</p> <p>(1) 平成15年3月までの厚生年金加入期間に係る年金額  <math display="block">\text{平均標準報酬月額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}</math>【給付乗率: 7.125/1000】</p> <p>(2) 平成15年4月以降の厚生年金加入期間に係る年金額  <math display="block">\text{平均標準報酬額} \times \text{給付乗率} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数}</math>【給付乗率: 5.481/1000】</p> <p>(注)</p> <p>1 1級は、上記で得られた額に1.25を乗じます。</p> <p>2 1級及び2級については、配偶者加給年金額、障害基礎年金額、子の加算額を加えた額となります。</p> <p>3 障害厚生年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。</p> <p>4 被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。(300/全被保険者期間)</p> <p>5 配偶者加給年金については、受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者があるとき加算されます(1、2級に限る)。また、配偶者が厚生年金保険や他の公的年金制度等から老齢(退職)年金または障害についての年金を受けられる場合、その支給が停止されます。</p> <p>6 障害基礎年金が支給されない1級または2級の障害厚生年金については、年金額が584,500円に満たないときは、584,500円が保障されます。</p> <p><b>② 障害手当金(一時金)</b>  <math display="block">(\text{平均標準報酬月額} \times (\text{ア})\text{給付乗率} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} + \text{平均標準報酬額} \times (\text{イ})\text{給付乗率} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}) \times 2</math>          【(ア)給付乗率: 7.125/1000 (イ)給付乗率: 5.481/1000】</p>

	<p>(注)</p> <p>1 被保険者期間の月数が300月に満たない時は、それぞれの被保険者期間に基づいて年金額を計算し、その年金額に、次の計算式で得た数を乗じて、全体を300月分に増額することとします。（300／全被保険者期間）</p> <p>2 障害手当金では、手当金の額が1,169,000円に満たないときは、1,169,000円が保障されます。</p> <p>3 年金額等は、法律等により改定されます。</p> <p>●障害厚生年金・障害手当金に関する詳しい内容は、次の窓口までお問い合わせください。</p>
窓 口	年金事務所

## (6) 障害者扶養共済制度 ◎ 知 精

概 要	障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。																																
対象者	<p>身体障害者(身体障害者手帳1～3級)、知的障害者もしくは精神障害者または同程度の永続的な障害のある人の保護者であり、次の要件を満たしている人</p> <p>① 政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること (政令市では各市で運営しています。)</p> <p>② 65歳未満であること</p> <p>③ 特別な病気がないこと</p>																																
内 容	<p>障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。</p> <p>年金額は、1口あたり月額20,000円です。障害者1人につき2口まで加入できます。</p> <p>掛金額（加入するときの年齢により異なります） [1口あたりの月額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20.3.31以前加入</th> <th>H20.4.1以降加入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>5,600円</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>6,900円</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>8,700円</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>10,600円</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>11,600円</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>12,800円</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>14,500円</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>掛金の減免</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象加入世帯</th> <th>減免率 (H20.1.1から)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>半額免除</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>3割免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減免は1口目のみ</p>		H20.3.31以前加入	H20.4.1以降加入	35歳未満	5,600円	9,300円	35～39歳	6,900円	11,400円	40～44歳	8,700円	14,300円	45～49歳	10,600円	17,300円	50～54歳	11,600円	18,800円	55～59歳	12,800円	20,700円	60～64歳	14,500円	23,300円	対象加入世帯	減免率 (H20.1.1から)	生活保護世帯	全額免除	市町村民税非課税世帯	半額免除	市町村民税所得割非課税世帯	3割免除
	H20.3.31以前加入	H20.4.1以降加入																															
35歳未満	5,600円	9,300円																															
35～39歳	6,900円	11,400円																															
40～44歳	8,700円	14,300円																															
45～49歳	10,600円	17,300円																															
50～54歳	11,600円	18,800円																															
55～59歳	12,800円	20,700円																															
60～64歳	14,500円	23,300円																															
対象加入世帯	減免率 (H20.1.1から)																																
生活保護世帯	全額免除																																
市町村民税非課税世帯	半額免除																																
市町村民税所得割非課税世帯	3割免除																																

内 容	<p>(注)</p> <p>1 年齢は、4月1日における年齢で計算しています（同年度の3月1日付け承認分まで有効）</p> <p>2 加入を希望する月（毎月1日承認）の前々月の月末まで（詳しくは各市町村窓口へおたずねください。）には各市町村窓口へ申請してください。（書類の不備等の場合は、加入希望月の翌月以降の承認となります。）</p> <p>3 掛金は、毎月末日までに納めていただきます。納付については、銀行等の口座からの自動振替も利用できます。なお、3ヶ月以上掛金を納められない場合は、加入者の地位を喪失する恐れもあります。</p> <p>4 掛け金は掛け捨てで、途中で脱退されても、すでに払い込んだ掛金は返還されません。</p> <p>ただし、加入期間が5年以上の場合、加入期間に応じて脱退一時金が支給されます。</p>
必要書類	加入等申込書、加入者及び被加入者の住民票、加入申込者告知書、被加入者の障害証明書、年金管理者指定届書等
窓 口	福祉課（障害担当）

## (7) 特別障害者手当

概 要	20歳以上であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害者に対して手当を支給する制度です。
対象者の めやす	<p>① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の異なる障害が重複している人、またはこれらの障害と日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障害（最重度の知的障害）が重複している人</p> <p>② ①の身体障害または精神障害と身体障害者手帳の障害等級のおおむね3級程度の障害、または日常生活での動作および行動が著しく困難な状態である知的障害もしくは精神の障害が重複している人</p> <p>③ 両上肢、両下肢または体幹機能の障害で身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の障害があり、かつ、日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹におよぶ動作）を行うのに著しい困難がある人</p> <p>④ 内部機能の障害で身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級程度の障害もしくは身体の機能の障害または長期にわたる安静を要する病状（慢性疾患等の内部疾患のある人も対象）があって、そのため絶対安静の状態である人</p> <p>⑤ 精神の障害で日常生活において常時介護を要する程度以上の障害または最重度の知的障害であって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある人</p> <p>※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p>
手当額等	手当額は、月額26,940円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。（平成30年4月1日現在）
必要書類	特別障害者手当認定請求書、診断書、所得状況届等

その他	<p>① 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは（受給資格者の所得には、非課税である障害基礎年金等を含みます）は、支給が停止されます。</p> <p>② 施設（障害者支援施設、養護老人ホーム等）に入所された場合、または病院、診療所（老人保健施設）に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。</p>
窓口	福祉課（障害担当）

## (8) 障害児福祉手当

概要	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児（者）に対して手当を支給する制度です。
対象者のめやす	<p>① 身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の身体の機能の障害のある人</p> <p>② 身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる人で日常生活において常時の介護を必要とする人</p> <p>③ 最重度の知的障害のある人または精神の障害のある人で、日常生活において常時介護を要する程度以上の人</p> <p>④ 身体機能の障害もしくは病状または重度の知的障害もしくは精神の障害が重複する人で、その状態が①、②、③と同程度以上と認められる程度の人</p> <p>※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。</p>
手当額等	手当額は、月額14,650円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給されます。（平成30年4月1日現在）
必要書類	障害児福祉手当認定請求書、診断書、所得状況届等
その他	<p>① 受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるときは、支給が停止されます。</p> <p>② 児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障害を支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。</p>
窓口	福祉課（障害担当）

(9) 特別児童扶養手当 

概要	精神又は身体に障害のある児童を監護している父母又は父母に代わって養育している方に対して手当を支給する制度です。
対象者	<p>20歳未満で、政令に規定する障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する人。</p> <p>ただし、つぎのいずれかに当てはまる場合は、受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき</li> <li>② 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき</li> <li>③ 対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、通所施設を除く)に入所しているとき</li> </ul> <p>・児童福祉施設入所に伴い、監護又は養育しなくなつたとみなされるため。 障害の程度については、「制度のご案内」パンフレットかホームページを参照してください。</p> <p><a href="http://www.pref.osaka.jp/kateishien/teate/tokubetsujihu.html">http://www.pref.osaka.jp/kateishien/teate/tokubetsujihu.html</a></p>
手当額等	手当額は、1級：月額51,700円、2級：月額34,430円で毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給されます。 ※「物価スライド制」の適用により改定される場合があります。
支給制限	手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定請求書</li> <li>② 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本 ※外国籍の人は除く。</li> <li>③ 世帯全員の住民票</li> <li>④ 診断書(指定様式) (身体障害者手帳、療育手帳を取得している人は省略できる場合がありますので担当窓口でおたずねください)</li> <li>⑤ その他必要な書類</li> </ul>
窓口	福祉課(福祉担当)

(10) 児童扶養手当   

概要	<p>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該ひとり親家庭の父又は母若しくは父母に代わってその児童を養育している方に手当を支給する制度です。</p>
対象者	<p>次のいずれかの条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満）を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童を養育している人（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）</p> <p>○次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母又は母にかわって児童を養育している養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 父母が婚姻を解消した児童</li> <li>(2) 父が死亡した児童</li> <li>(3) 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</li> <li>(4) 父の生死が明らかでない児童</li> <li>(5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童</li> <li>(6) 父が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の母からの申立によるものに限る。）を受けた児童</li> <li>(7) 父が法令により1年以上拘禁されている児童</li> <li>(8) 母が婚姻（事実婚を含む）によらないで出産した児童</li> </ul> <p>○次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護し、かつ生計を同じくしている父又は父にかわって児童を養育している養育者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 父母が婚姻を解消した児童</li> <li>(2) 母が死亡した児童</li> <li>(3) 母が政令で定める程度の障害の状態にある児童</li> <li>(4) 母の生死が明らかでない児童</li> <li>(5) 母から引き続き1年以上遺棄されている児童</li> <li>(6) 母が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、裁判所からの保護命令（児童の父からの申立によるものに限る。）を受けた児童</li> <li>(7) 母が法令により1年以上拘禁されている児童</li> <li>(8) 母が婚姻によらないで出産した児童</li> </ul> <p>○父母がない場合で父母にかわって児童を養育している養育者</p> <p>ただし、上記の場合であっても、母への手当については次の1から4のいずれか、父に対する手当については次の1, 2, 5, 6のいずれか、養育者に対する手当については次の1から2のいずれかにあてはまるときは、受給することができません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日本に住んでいないとき。 (児童が日本に住んでいないときを含みます。)</li> <li>2 児童が里親に委託されているとき。</li> <li>3 児童が父と生計を同じくしているとき。 (ただし父が政令で定める程度の障害の状態であるときを除きます。)</li> <li>4 児童が母の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障害の状態にある者を除きます。）</li> <li>5 児童が母と生計を同じくしているとき。（ただし母が政令で定める程度の障害の状態であるときを除きます。）</li> <li>6 児童が父の配偶者に養育されているとき。（配偶者には、内縁関係にある者も含み、政令で定める程度の障害の状態にある母を除きます。）</li> </ol>

	<p>※ 平成26年12月より、公的年金を受給している方について、公的年金給付額が児童扶養手当額よりも低い場合、その差額分が児童扶養手当として受給できるようになりました。 詳しくは下記窓口までご相談ください。</p> <p>※ 対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通所施設を除く）に入所している場合などは、監護又は養育していることにならず手当は支給されません。</p>												
手当額	<p>(1)手当の月額について（平成30年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人目</td><td>42,500円</td><td>42,490円～10,030円</td></tr> <tr> <td>2人目</td><td>10,040円を加算</td><td>10,030円～5,020円を加算</td></tr> <tr> <td>3人目以降</td><td>1人増える毎に 6,020円を加算</td><td>1人増える毎に 6,010円～3,010円を加算</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 手当の月額は、「物価スライド制」の適用により改定されることがあります。</p> <p>(2)一部支給の手当月額の計算方法について 一部支給は所得に応じて月額42,490円～10,030円（対象児童1人の場合）の間で、10円きざみの額となります。</p>	対象児童数	全部支給	一部支給	1人目	42,500円	42,490円～10,030円	2人目	10,040円を加算	10,030円～5,020円を加算	3人目以降	1人増える毎に 6,020円を加算	1人増える毎に 6,010円～3,010円を加算
対象児童数	全部支給	一部支給											
1人目	42,500円	42,490円～10,030円											
2人目	10,040円を加算	10,030円～5,020円を加算											
3人目以降	1人増える毎に 6,020円を加算	1人増える毎に 6,010円～3,010円を加算											
支給制限	手当を受給する人の前年の所得が一定金額以上であるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき												
支給期間等による支給停止	児童扶養手当法では、所得額による支給制限の他に、手当の支給期間等による一部支給停止の制度があります。												
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童扶養手当認定請求書</li> <li>② 請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本 ※外国籍の人は除く。</li> <li>③ 世帯全員の住民票 (住民票を省略することができる市等もありますので、お住まいの市区役所又は町村役場の担当課にお問い合わせください。)</li> <li>④ その他必要な書類 (詳しくは、下記窓口でおたずねください。)</li> </ul>												
窓口	福祉課（福祉担当）												

## (11) 重度障害者在宅生活応援制度（重度障害者在宅介護支援給付金）

◎ 知

概要	障害者の自立と社会参加に向け、重度障害者と介護する者へのさらなる応援により、在宅生活の一層の推進を図ることを目的として、重度障害者と同居している介護者への給付金を支給する制度です。
対象者	療育手帳の障害程度が「A（重度）」で、かつ身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた人と同居している介護者
手当額等	手当額は、月額10,000円で、毎年1月、4月、7月、10月の年4回に分けて支給されます。
支給制限	① 施設に入所、グループホームへの入居、医療機関に入院(付き添いが必要な場合を除く。)しているとき ② 特別障害者手当を受給した場合は受給資格がなくなります。 (障害者が20歳未満の場合は除く)
必要書類	認定申請書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し
窓口	福祉課（障害担当）

## (12) 視覚障害者施術所整備運営資金金融資信用保証料交付事業 ◎

内容	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術所を経営(開設後6ヶ月以上経過)する視覚障害者を対象として、同施術所の構造設備ならびに衛生設備の整備改善と近代化をはかるために、融資額（限度額450万円／件）に係る信用保証料を交付します。
窓口	大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 TEL 06-6944-9171 FAX 06-6944-7546

(13) 生活福祉資金 

概要	低所得者、障害者や高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目的として貸付を行う制度です。
内容	在宅福祉及び社会参加の促進等を図るため、次の表の貸付を行っています。
窓口	豊能町社会福祉協議会、大阪市内は各区社会福祉協議会又は大阪府社会福祉協議会 ( <a href="#">関係機関一覧</a> )

資金種類	限度額	利率
総合支援資金		連 帶 連 帶 1 保 ・ 証 5 % % 人 な あ し り
生活支援費 (貸付期間は3か月以内)	月 15 万円(単身世帯) 月 20 万円(複数人世帯)	
住宅入居費	40 万円	
一時生活再建費	60 万円	
福祉資金 福祉費		
生業を営む経費	460万円	
技能習得に係る経費	技能習得する期間が 6 カ月以内 130 万円 1 年以内 220 万円 2 年以内 400 万円 3 年以内 580 万円	
日常生活で一時的に必要な経費	50 万円	
住宅の増改築等に係る経費	250 万円	
福祉用具等に係る経費	170 万円	連 帶 1 保 ・ 証 5 % % 人 な あ し り
障害者用自動車購入経費	250 万円	連 帶 無 利 保 証 人 子 あり
中国残留邦人等国民年金追納費	513万 6 千円	
療養・介護等に係る経費	170 万円 1 年超え 1 年 6 月以内 230 万円	
災害等により臨時に係る経費	150 万円	
福祉資金 福祉費 生活復興支援資金		
※東日本大震災特例		
一時生活支援費 (貸付期間は6か月以内)	月15万円(単身世帯)	

	月20万円(複数人世帯)	
生活再建費	80万円	
福祉資金 福祉費 災害援護費 ※熊本地震特例	150万円	連帯保証人あり 1・5%無利子なし
福祉資金 緊急小口資金	10万円以内	無利子連帯保証人
教育支援資金		
教育支援費 ※最短修業年限が貸付期間。 留年の期間等は対象外。	高校月3.5万円 短大等月6万円 大学月6.5万円	無利子
就学支度費	50万円	
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	無利子連帯保証人 なし

#### (14) 自動車事故対策機構による介護料の支給

内 容	自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」、または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）」から介護料が支給されます。 詳しい内容は下記問い合わせ先にご確認ください。
支給対象となる費用	介護用品の購入等
支給制限	<p>①次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• NASVA療護施設等に入院している方</li> <li>• 他法令に基づく施設に入所している方</li> <li>• 他法令による介護料相当の給付を受けている方 等</li> </ul> <p>②主たる生計維持者の年間の合計所得金額が1,000万円を超えると認められるときは支給の対象なりません。</p>
窓 口	独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所 TEL 06-6942-2804 <a href="http://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html">http://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html</a>

# 10章 減免・割引

## (1) 税金の減免等

### ① 自動車税・自動車取得税の減免

内容	次の表の障がい者に対して、自動車税・自動車取得税が減免されます。
窓口	各府税事務所または自動車税事務所（ <a href="#">大阪府の税務機関一覧</a> ホームページ「府税あらかると」（自動車税・自動車取得税の減免のしおり） <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html</a>

<障害の程度>

### 1 身体障がい者手帳の交付を受けておられる方

身体障がい者手帳の交付を受けておられる方のうち、下表に該当する方が対象となります。

区分	軽度以外の障がい (重度の障がい)	軽度の障がい
下肢不自由	1級～3級	4級～6級
体幹不自由	1級～3級	5級
上肢不自由	1級～3級	4級～6級
脳原性運動機能障がい	1級～4級	5級・6級
視覚障がい	1級～4級	5級・6級
聴覚障がい	2級～4級	6級
平衡機能障がい	3級	5級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい	1級～3級	4級
音声・言語、そしゃく機能の障がい	3級・4級	—

### 2 療育手帳等の交付を受けておられる方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けておられる方、子ども家庭センター若しくは障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方又は精神保健指定医の診断書のある方が対象となります。

なお、障害の程度は等級に関わらず軽度以外の障害（重度の障害）として取扱います。

### 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める1級※の方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けておられる方が対象となります。

なお、障害の程度は軽度以外の障害（重度の障害）として取扱います。

※ 2級及び3級の方は対象となりません。

- 自動車の所有者(納税義務者)、運転者、障害の程度、自動車の使用目的、自動車の車種・構造により減免が認められない場合があります。詳細は各府税事務所または自動車税事務所（[大阪府の税務機関一覧](#)）へお尋ねください。

#### 【改造車の減免】

特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車に係る減免制度です。

所有 (取得 者)	運転者	○身体障がい者 ○知的障がい者 ○精神障がい者（※）		備 考
問い合わせ ません。	本人	自動車税及び自動車取得税		1.専用とは、専ら身体障がい者等の利用に供される場合をいいます。 2.併用とは、身体障がい者等以外の方の利用にも併せて供される場合をいいます。 3.「併用」の場合における自動車取得税の減免については、構造変更に要した費用に税率を乗じて得た額を減免します。
	その他 の方	専用	自動車税及び 自動車取得税	併用 自動車取得税

- (注) 1. 「特別の仕様」「構造変更」とは、例えば、車椅子を昇降させ、又は固定させる装置等を備えることをいいます。身体障がい者が運転する場合にあっては、手動アクセル、手動ブレーキ等を装着することをいいます。
2. 現在、自動車を所有している方で、4月1日に減免要件に該当している場合は納期限までに、4月1日後に減免要件に該当することとなった場合は、該当することとなつた日から60日以内に減免申請の手続きを行ってください。
- 新たに自動車を取得する場合は、登録の際に減免申請の手続きを行ってください。
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方についても、一定の条件を満たす場合は減免される場合があります。詳細は、各府税事務所までお問い合わせください。
4. 社会福祉法人等が所有する自動車で、直接その本来の事業の用に供するものについて、一定の要件を満たす場合は、自動車税について他の軽減制度があります。
- 詳細は、各府税事務所までお問い合わせください。
5. 申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができる自動車税の税額は、申請のあつた月の翌月から月割りで計算した額となります。
- また、自動車取得税については、申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

#### ② 軽自動車税の減免

内容	軽自動車税については、府内の全市町村に減免の制度があります。
窓口	税務課

③ その他の税の軽減措置 **身 知 精**

種類	内 容	金 額	窓 口
所 得 税	●障害者控除（本人が障害者の場合） イ. 特別障害者以外の場合  □. 特別障害者の場合	所得控除額については、税務署にお尋ねください	池田税務署
	●障害者控除（障害者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合） イ. 特別障害者以外の場合		
	□. 特別障害者で同居でない場合		
	ハ. 特別障害者で同居の場合		
	●小規模企業共済等掛金控除（心身障害者扶養共済制度掛金）		

※ 特別障害者とは身体障害者手帳に記載されている身体障害の程度が1級または2級である人等をいいます。

種類	内 容	金 額	窓 口
住 民 税	●障害者控除（本人が障害者の場合） イ. 特別障害者以外の場合  □. 特別障害者の場合	所得控除額については、住民税担当にお尋ねください	税務課
	●障害者控除（障害者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合） イ. 特別障害者以外の場合		
	□. 特別障害者で下記以外の場合		
	ハ. 特別障害者で同居の場合（扶養親族又は控除対象配偶者が、納税者又はその配偶者もしくはその納税者と生計を一にする他の親族と同居を常況とする特別障害者である場合）		
	●小規模企業共済等掛金控除（心身障害者扶養共済制度掛金等）		
	●前年の合計所得金額が125万円以下の障害者		
	・法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合		
相 続 税	・心身障害者共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合	特別障害者とは身体障害者手帳に記載されている身体障害の程度が1級または2級である人等をいいます。	池田税務署

贈 与 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで（特定障害者のうち特別障害者以外の者は3,000万円）の部分</li> <li>・心身障害者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得した場合</li> </ul>	非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定障害者扶養信託契約とは個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障害者を信託の利益の全部の受益者とするもののうち、一定の要件を満たすものをいいます。</li> </ul>	池田税務署
-------------	---	-----	---	-------

※ 特定障害者とは、①精神障害者、②精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人、または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害と判定された人、③精神保健福祉手帳の交付を受けている人等をいいます。

## (2) 交通運賃の割引等

### ◎運賃割引の際の障害の区分（第1種、第2種身体障害者）

第1種 身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害の1級～3級及び4級の1</li> <li>・聴覚障害の2級、3級</li> <li>・上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2</li> <li>・下肢不自由の1級、2級及び3級の1</li> <li>・体幹不自由の1級～3級</li> <li>・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級（1上肢または1下肢のみに運動機能障害がある場合は除きます）</li> <li>・ぼうこうまたは直腸の機能障害の4級を除く内部障害</li> </ul>
第2種 身体障害者	第1種身体障害者以外の人

※ 第1種に該当しない障害が2つ以上あり、それらの障害を総合すると第1種に準ずる障害の程度の人も第1種身体障害者とされます。

### ◎運賃割引の際の障害の区分（第1種、第2種知的障害者）

第1種 知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の知的障害者</li> </ul>
第2種 知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種知的障害者以外の人</li> </ul>

① 鉄道 (Osaka Metoroについては42ページ)  

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）</li> </ul>	5割
介護者とともに乗車する場合(介護者は1名まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障害者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障害者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、回数乗車券</li> <li>・急行券（特別急行券、座席指定券は除きます）</li> <li>・定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）</li> </ul>	5割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障害者の介護者</li> <li>・第2種知的障害者の介護者（障害者本人が12歳未満の場合のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	5割 ※介護者のみ

② バス (Osaka Metoroについては42ページ)   

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障害者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者</li> <li>・知的障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、</li> <li>・回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）</li> </ul>	5割
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	3割
介護者とともに乗車する場合(介護者は1名まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種身体障害者及びその介護者</li> <li>・第1種知的障害者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券、</li> <li>・回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）</li> </ul>	5割
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	3割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種身体障害者の介護者</li> <li>・第2種知的障害者の介護者（障害者本人が12歳未満の場合のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券</li> </ul>	3割 ※介護者のみ

※ バス会社によって、精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

③ Osaka Metoro (地下鉄・バス)  

			介護人の有無		割引額	適用交通機関	対象者	発売券種					回数カード
								地下鉄ニュートラム		バス		地下鉄バス連絡券	
二 ユ地 ト ト ト ラ ム		バ ス	普通券	定期券	現金	定期券	定期券						
第1種 身体障害者手帳をお持ちの方	大人	必ず同乗	介護人付可 本人単独可	本人 5割引 介護人 5割引	地下鉄 ニュートラム バス	本人 大人 小児	本 人		○	○	○	○	○
							介 護 人	大人	○	○	○	○	○
		必ず同乗	介護人付可 本人単独可	本人 5割引 介護人 5割引	地下鉄 ニュートラム バス	大人 小児	本 人		○	○	○	○	○
							介 護 人	大人	○	○	○	○	○
							介 護 人	小児	○	○	○	○	○
	第2種	小児	必ず同乗	介護人付可 本人単独可	本人 5割引 介護人 5割引	地下鉄 ニュートラム バス	大人 小児	本 人		○	○	○	○
								介 護 人	大人	○	○	○	○
		大人	割引なし	本人単独	本人 5割引	バスのみ	本 人	本 人		○	○	○	○
								介 護 人	大人	○	○	○	○
								介 護 人	小児	○	○	○	○
窓口			Osaka Metro・シティバス案内コール（営業時間 8:00～21:00 年中無休） 電話 06-6582-1400 FAX 06-6585-6466 <a href="http://www.osakametro.co.jp/">http://www.osakametro.co.jp/</a>										

※ 小児とは、障害者本人が12歳未満（12歳の小学校在学中の方を含む）の場合をいいます。

※ 乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。バスの場合は、降車時にも提示が必要です。

※ 介護人とともに乗車する場合は、介護人は1名まで割引。ただし、第1種身体障害者、知的障害者

及び12歳未満の第2種身体障害者、知的障害者本人が車いすを使用する場合は、介護人2名まで割引。

※ 交通局で定める特別割引料金を適用します。

※ 介護人の通学定期券は発売いたしません。

④ タクシー   

内容	乗車時に手帳を提示すれば運賃が1割引になります。
----	--------------------------

※ 会社によって、精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

⑤ 航空機  

割引の対象者	割引率等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者（第1種）の方と介護者（1名まで）</li> <li>・身体障害者（第2種）の方</li> <li>・戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人・介護者」の証明印がある方と介護者（1名まで）</li> <li>・戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人」の証明印がある方</li> </ul>	詳細については、各航空会社にお問い合わせください。

⑥ 船舶   

内容	船舶運賃の旅客運賃も、JRと同様の割引がされる場合があります。詳しくは各社にお問い合わせください。
----	---

※ 会社によって、精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

⑦ 有料道路  

内容	<p>身体障害者・知的障害者本人及びその親族等が所有又はこれらの者が自動車を所有しない場合においては、当該障害者を日常的に介護している者が所有する乗用自動車（普通・小型・軽自動車で乗車定員10人以下）、貨物自動車（ライトバン等）、特種用途自動車（身体障害者輸送車等）又は二輪自動車で運転免許を所持している身体障害者本人が運転又は第1種の身体障害者・第1種の知的障害者が乗車し、その移動のため本人以外の者が運転する自動車については通行料金が5割引になります。ただし1台に限ります。また、営業車は除きます。</p> <p>福祉課又は保健福祉センターで手帳へ必要事項の記載を受け、有料道路を利用する際に、手帳を提示してください。</p> <p>また、ETCが利用できる有料道路においては、上記の手続きと合わせETC車載器及びETCカードを本割引措置適用のため、事前に登録するなどの手続を行うことにより、ETCノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。</p>
窓口	福祉課（障害担当）

### (3) 各種利用料の割引等

#### ① NHK放送受信料（衛星放送を含む）の減免

内容	<p>障害者（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方）のいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合に全額免除となります。また、視覚障害者・聴覚障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）が世帯主の場合、または、重度の障害者（身体障害者手帳〔1、2級〕、療育手帳（または判定書）〔「最重度」または「重度」に相当する記載〕、精神障害者保健福祉手帳〔1級〕のいずれかをお持ちの方が世帯主の場合は半額免除となります。いずれも、豊能町長の証明が必要です。</p> <p>必要書類・証明書等があれば、NHK放送局・センターでも受付ています。 詳しくは、下記、ふれあいセンターまでお問い合わせください。</p>
窓口	<p>NHKふれあいセンター          TEL：0570-077-077          （受付：午前9時～午後8時まで）</p> <p>上記の番号がご利用になれない場合 050-3786-5003          （受付：午前9時～午後8時まで）</p> <p>NHKホームページ（受信料の窓口）  <a href="http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/">http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/</a></p>

#### ② NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

内容	<p>身体障害者手帳（視覚障害〔1～6級〕・肢体不自由〔上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1・2級〕）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または戦傷病者手帳（視力の障害〔特別項症～第6項症〕・上肢の障害〔特別項症～第2項症〕）をお持ちの方で、事前登録することにより、NTTの電話番号案内料が免除されます。ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。</p> <p>※104を利用する場合「ふれあい案内」と申し出、登録番号と暗証番号をオペレータに伝えると無料になります。</p>
窓口	<p>NTTふれあい案内担当          0120-104174（受付：午前9時～午後5時）          ※土・日、祝日、年末年始を除く</p>

### ③ 預貯金等の利子非課税制度

内容	<p>郵便局や銀行の預貯金の利息、信託の収益金や国債、公募地方債の利子が非課税となる制度です。          (非課税限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>預貯金等</b>：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関の預貯金等と共に通じて「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）」をご利用いただけます。非課税限度額は、郵便局（ゆうちょ銀行）及び他の金融機関に提出された非課税貯蓄申告書の金額の合計で元本350万円までです。</li> <li>● <b>国債等</b>：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関と共に通じて「障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）」をご利用いただけます。非課税限度額は、マル優制度とは別枠で、国債等の元金350万円までの利子が非課税となります。</li> </ul> <p>(申し込み方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● あらかじめ又は預貯金の預け入れ時、国債等の購入時に「（特別）非課税貯蓄申告書」「非課税預入（購入）申込書」等、各金融機関所定の用紙を提出し申し込みます。</li> <li>● 併せて、住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類（健康保険証、運転免許証等）及び利子非課税対象者であることを確認できる公的な証明書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）、マイナンバーが記載されている書類を郵便局（ゆうちょ銀行）や金融機関の社員に提示していただきます。</li> <li>● 詳しくは、各金融機関へお尋ねください。          (その他)</li> <li>● 各金融機関の取扱店舗に提出された「非課税貯蓄申告書」に記載された金額を超えて非課税で預入又は購入された場合、その店舗で預け入れられたすべての貯金、国債等の利子が課税扱いとなりますのでご注意ください。</li> </ul> <p>※ 郵便局（ゆうちょ銀行）の貯金につきましては、お一人様、1,300万円の範囲内でのご利用となります。（財形定期貯金等を除きます。）</p> <p>※ 民営化以前の「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」（郵貯マル優）は廃止されており、新たに、郵便局（ゆうちょ銀行）でのお取扱いはできませんが、平成19年9月以前に預け入れられました非課税の定期性郵便貯金は、平成19年10月以降も、預入期間が経過するまでの間は非課税でお預かりします。</p>
窓口	ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター（0120-108420）（通話料無料） 各金融機関

## ④ ニュー福祉定期貯金

内容	<p>(預入限度額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●郵便局(ゆうちょ銀行)のご利用限度額(お一人様1,300万円)の範囲内で、お一人様300万円までご利用いただけます。</li> <li>●「ニュー福祉定期貯金」は、預入期間1年の定期貯金で、対象者の方は、一般の1年定期貯金に0.10%を上乗せした金利が適用されます。預入期間経過後は通常貯金となります。(自動継続のお取扱いはできません。)</li> </ul> <p>(申し込み方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類(健康保険証、運転免許証等)及びニュー福祉定期貯金の対象者であることを確認できる公的な証明書類(年金証書、各種手当受給者証明書等)を郵便局(ゆうちょ銀行)の社員に提示していただきます。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●この商品をご利用いただける方は、対象の年金、手当等を実際に受け取られている方に限らせていただきます。</li> </ul>
窓口	<p>ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター(0120-108420)(通話料無料)</p>

## ⑤ 携帯電話の割引

内容	<p>携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランが利用できるなどのサービスを行っています。各携帯電話会社により割引制度が異なります。</p>
窓口	<p>各携帯電話の取扱店舗又は下記のお客様センターへ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• (株)NTTドコモ TEL: 0120-800-000</li> <li>※ 受付時間: 午前9時~午後8時</li> <li>• KDDI(株) TEL: 0077-7-111</li> <li>※ オペレーター対応: 午前9時~午後8時</li> <li>• ソフトバンクモバイル(株) TEL: 0800-919-0157</li> <li>※ 受付時間: 午前9時~午後8時</li> </ul>

## ⑥ 映画館の割引

内容	<p>大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています(国名小劇除く)。券売場で手帳を提示してください。</p>
窓口	<p>生活衛生同業組合大阪興行協会 TEL: 06-6632-3811 FAX: 06-6632-3812</p>

⑦ 大阪府立の体育施設における使用料の減免   

内容	下記の体育施設について、あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出してください（個人利用者は事前の書類提出は不要。利用当日に窓口で手帳を提示してください）。障害者団体の利用は半額、個人利用者は全額免除されます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体：概ね半数以上が障害者の団体</li> <li>・プール・アイススケート場・トレーニングルームの個人利用者：障害者及びその介護者(1名)</li> </ul>

<窓口>

施設名	電話・FAX	開館時間	休館日
エディオンアリーナ大阪 (体育会館)	TEL:06-6631-0121 FAX:06-6643-0339	9:00~21:00	第1火曜日※ 年末年始
臨海スポーツセンター	TEL:072-268-8351 FAX:072-266-8871	9:00~21:00	毎週木曜日※ 年末年始
東和薬品RACTABドーム (門真スポーツセンター)	TEL:072-881-3715 FAX:072-881-3964	9:00~21:00	第2火曜日※ 年末年始
漕艇センター	TEL:072-268-3100 FAX:072-268-3690	9:00~17:30	毎週月曜日※ 年末年始

※ … 祝日の場合は翌日

⑧ 大阪府立博物館等における入館料の減免   

内容	下記の施設については、入館料が無料となります。ただし、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館では、手帳の提示が必要です。
対象者	障害者及びその介護者 1名(近つ飛鳥博物館・リバティおおさかは複数の介護者も可)

<窓口>

施設名	電話 FAX	開館時間	休館日
弥生文化博物館	TEL : 0725-46-2162 FAX : 0725-46-2165	9:30~17:00	毎週月曜日※ 年末年始
近つ飛鳥博物館	TEL : 0721-93-8321 FAX : 0721-93-8325	9:45~17:00 展示室受付は 10:00~	毎週月曜日※ 年末年始
大阪人権博物館 (リバティおおさか)	TEL : 06-6561-5891 FAX : 06-6561-5995	水曜～金曜 10:00～16:00 土曜 13:00～17:00	日曜日、祝・休日、 月曜日、火曜日、 第4金曜日 8月12日 12月17日～1月9日 3月18日～31日

※ … 祝・休日の場合は翌日

内容	下記の施設については、入館料が200円となります。また、その介助者1名は無料です。		
対象者	障害者及びその介助者1名		

<窓口>

施設名	電話 FAX	開館時間	休館日
日本民家集落博物館	TEL : 06-6862-3137 FAX : 06-6862-3147	9:30～17:00	毎週月曜日※ 年末年始

※ … 祝・休日の場合は翌日

⑨ 社会教育施設における利用料金の減免   

内容	下記の施設を利用するとき利用料金の半額を減額することができます。その場合、あらかじめ所定の利用申込書及び利用料金減額免除申請書を施設に提出していただくことが必要です。 また、府立中央図書館駐車場については、手帳の提示により利用料金が全額免除されます。
対象者	障害者及びその介護者が組織する団体等

<窓口>

施設名	電話・FAX	休館日
府立少年自然の家	TEL : 072-478-8331 FAX : 072-478-8335	原則第2・第4月曜日※ 年末年始（12月28日～1月4日） ただし、学校利用がある場合には変更がありますので、お問合せください。
府立中央図書館 (ホール、会議室、駐車場)	TEL : 06-6745-0170(代) FAX : 06-6745-0262	毎週月曜日※ 毎月第2木曜日（ただし、図書館が定めた月は開館。なお、休館日でホールの利用があるときは、駐車場は開場） 年末年始（12月29日～1月4日）

※ … 祝・休日の場合は翌日

⑩ 大阪府営公園有料施設等における使用料の減免   

内容	野球場、テニスコートなどの府営公園の有料施設を使用するとき、あるいは競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を使用するとき、あらかじめ所定の使用料減額・免除申請書を下記の窓口に提出してください。利用者は全額免除されます。 なお、プール、交通遊園、都市緑化植物園、昆虫館、駐車場については、手帳を提示することにより、全額免除されます。
対象者	障害者及びその付添人、特別支援学校、社会福祉法人

<窓口>

施設名	電話・FAX番号
服部緑地管理事務所	電話：06-6862-4945 FAX：06-6868-2016
箕面公園管理事務所	電話：072-721-3014 FAX：072-721-3140
山田池公園管理事務所	電話：072-851-4761 FAX：072-851-4762
寝屋川公園管理事務所	電話：072-824-8800 FAX：072-811-3867
深北緑地管理事務所	電話：072-877-7471 FAX：072-877-7423
枚岡公園管理事務所	電話：072-981-2516 FAX：072-982-8725
久宝寺緑地管理事務所	電話：072-992-2489 FAX：072-924-9664
長野公園管理事務所	電話：0721-62-2772 FAX：0721-62-2810
石川河川公園管理事務所	電話：072-956-1900 FAX：072-956-1901
錦織公園管理事務所	電話：0721-24-1506 FAX：0721-24-0240
住之江公園管理事務所	電話：06-6685-9521 FAX：06-6685-9522
住吉公園管理事務所	電話：06-6671-2292 FAX：06-6671-2294
大泉緑地管理事務所	電話：072-259-0316 FAX：072-253-4440
浜寺公園管理事務所	電話：072-262-6300 FAX：072-261-2263
蜻蛉池公園管理事務所	電話：072-443-9671 FAX：072-443-9672
二色の浜公園管理事務所	電話：072-422-0442 FAX：072-423-4442
りんくう公園管理事務所	電話：072-469-7717 FAX：072-469-7719
せんなん里海公園管理事務所	電話：072-494-2626 FAX：072-494-2688

⑪ 府立花の文化園における入園料の免除

身 知 精 難

内容	手帳の提示により入園料が全額免除されます。
対象者	障害者及びその介護者1名

<窓口>

施設名	電話・FAX等	開園時間	休園日
府立 花の文化園	TEL:0721-63-8739 FAX:0721-63-8741 <a href="http://gfc-osaka.com/">http://gfc-osaka.com/</a>	9:30~17:00 (入園は16:00まで) ただし、10月、11月、2月は 10:00~17:00 (入園は 16:00まで) 12~1月は10:00~16:00 (入園は15:00まで)	毎週月曜日(祝・ 休日の場合は翌 平日)、年末年始

⑫ 日本万国博覧会記念公園における入園料の免除

身 知 精 難

内容	手帳の提示により自然文化園・日本庭園の入園料が全額免除されます。 駐車場使用料も免除されます。(なお、入庫時に受け取られた駐車券については、出庫の前に各入園ゲートの窓口での手続きが必要です。)
対象者	手帳を所有する者及びその介助者1名 <障害者等以外の対象者> ※特定医療費（指定難病）受給者証所持者及びその介助者1名 ※小児慢性特定疾病医療受給者証所持者及びその介助者1名 ※原子爆弾被爆者に対する被爆者健康手帳所持者及びその介助者1名 ※児童扶養手当又は遺族年金等を現に受給し、都道府県知事等が発行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員

<窓口>

施設名	電話・FAX等	開園時間	休園日
万博記念公園 総合案内所	TEL:06-6877-7387 <a href="http://www.expo70-park.jp/">http://www.expo70-park.jp/</a>	9:30~17:00 (入園は16:30まで)	毎週水曜日(祝・休日の場合は翌平日、ただし4月からGWまで、10月・11月は無休) ※園内各施設の休業日は直接お問合せください

⑬ 府庁咲洲庁舎駐車場における駐車料金の免除

身 知 精

内容	<p>咲洲庁舎正面玄関前障がい者専用駐車場（最大4台まで） 利用時間：毎日（年末年始を含む） 9:00～24:00（入庫は21:00まで） ※障害者が同乗する自動車の運転者も含まれます。 (障害者手帳の提示が必要です。) ※警備員の誘導または指示に従ってください。 ※地下有料駐車場では、駐車料金の免除ができません。また、地下駐車場は車イスのご利用に支障がありますので入庫しないようご注意ください。</p>
窓口	<p>大阪府総務部防災室庁舎管理課（咲洲分室） TEL : 06-6615-6103 FAX : 06-6615-6124</p>

⑭ 点字郵便物の料金免除 **身**

内容	点字のみを内容とするもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。（重量3Kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑮ 特定録音物等郵便物の料金免除 **身**

内容	盲人用の録音物（CD、カセットテープ、レコードなど）又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設にて差し出されるもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。（重量3Kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑯ 心身障害者用ゆうメールの料金減額 **身 知**

内容	身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度が重い方と図書館法に規定する図書館で日本郵便株式会社に届出のあった図書館との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメール（冊子とした印刷物）を安い運賃でご利用いただけます。（重量3Kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑰ 点字ゆうパックの料金減額 **身**

内容	点字のみを掲げたものを内容とするもので、内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されるゆうパックについては安い運賃でご利用いただけます。（重量30kg以下）
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑱ 聴覚障害者用ゆうパックの料金減額 **身**

内容	日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障害のある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障害のある方との間で発受されるビデオテープ、DVDなどの録画物を内容とするゆうパック（重量30Kg以下）の運賃が減額されます。
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

# 11章 移動

## (1) 障害者用リフト付バス

内容	大阪障害者自立支援協会では、大阪府内に本拠を有する障害者(児)関係及びその関係施設等に係る団体が、レクリエーションや社会見学などのために車いすで利用できるリフト付きバスを利用した場合に、費用の一部を助成しています。ただし、助成対象団体が一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を結び、当該バスを利用したときに限り、助成しています。助成額は、1台につき1日当たり2万円、1回につき2台まで又は1台当たり2日まで、1団体年2回としています。
窓口	大阪障害者自立支援協会 ( <a href="#">関係機関一覧</a> )

## (2) リフト付バス、超低床バス

内容	車いすのまま乗り降りできるリフト付きバス、スロープ付き超低床バスを運行しているバス事業者があります。出発地か降車地のいずれかが府内であることが必要です。 利用料金は、近畿運輸局長認可の大型貸切バスの料金と同じですが、次の割引があります。 なお、車いすを利用する人を含む団体については、土日祝を含む旅行日程に係るものは3か月前まで、平日の旅行行程に係るものは2か月前まで優先受付期間があります。この場合、車いすを利用する人、介護をする人の人員の確認があります。
----	---

※ バス会社によって利用できるバスの種類が異なる場合がありますので、各社にお問合せください。

### <利用料金の割引>

該 当 団 体	割引率
学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等専門学校を除く）に通学・通園する人の所属する団体	2 割
・児童福祉法第7条に規定する施設利用者の団体 ・障害者総合支援法第5条に規定する施設利用者の団体 ・身体障害者福祉法第5条の規定による施設利用者団体	3 割

※ ただし、いずれの場合も、当該団体責任者の引率と当該団体の長が発行する証明書が必要です。

### (3) 駐車禁止除外指定車標章

内容	<p>歩行困難な身体障害者等（以下「歩行困難者」といいます。）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所（高齢運転者等専用駐車区間を含む。）又はパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所（時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間については、指定された駐車枠（白線）内に指定された方法により駐車する以外は、除外の対象となりません。）の駐車禁止規制の対象から除外されます。</p> <p>※ 駐停車禁止場所、法定の駐車禁止場所及び駐車方法の違反等は、除外の対象となりません。</p> <p>また、歩行困難者が車両を現に使用中でなければ、除外の対象となりません。</p> <p>歩行困難者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交付申請に必要な書類等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）</li> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児手帳又は戦傷病者手帳</li> <li>・印鑑（認印）</li> <li>・歩行困難者と申請者が異なる場合は、続柄を確認できる書面</li> <li>・その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。</li> </ul> </li> </ul> <p>〈代理人が申請される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行困難者の住民票の写し（3か月以内に交付された個人番号の記載がないもの）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：1級～3級及び4級の1</li> <li>・聴覚障害：2級及び3級</li> <li>・平衡機能障害：3級</li> <li>・上肢機能障害：1級、2級の1及び2級の2</li> <li>・下肢機能障害：1級～4級</li> <li>・体幹機能障害：1級～3級</li> <li>・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害               <ul style="list-style-type: none"> <li>上肢機能障害：1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</li> <li>移動機能障害：1級～4級</li> </ul> </li> <li>・心臓機能障害：1級及び3級</li> <li>・じん臓機能障害：1級及び3級</li> <li>・呼吸器機能障害：1級及び3級</li> <li>・ぼうこう又は直腸機能障害：1級及び3級</li> <li>・小腸機能障害：1級及び3級</li> <li>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害：1級～3級</li> <li>・肝臓機能障害：1級～3級</li> </ul> </li> <li>●知的障害者：判定A</li> <li>●精神障害者：1級</li> <li>●色素性乾皮症患者：等級指定なし</li> <li>●戦傷病者：等級指定なし</li> </ul>
窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内の警察署（大阪水上及び関西空港署を除く。）の交通課又は大阪府警察本部交通部交通規制課</li> <li>・受付は、月曜日から金曜日の9:00～17:45です。 (休日、年始年末は受付を行っておりません。)</li> </ul>

## (4) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

身 知 精 難

内容	<p>「※ダブルスペース」が整備された公共施設や商業施設などにおいては、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証」（以下「利用証」といいます。）が使用いただけます。</p> <p>障害者等本人又は代理人の申請により、申請内容を審査の上利用証を交付します。</p> <p>※「車いすを使用される方がスムーズに駐車・移動できるための幅の広い区画（車いす使用者用駐車区画）」と、「車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方の負担を少なくするための駐車区画（ゆずりあい駐車区画）」の両方を施設の出入口付近に整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交付申請に必要な書類等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等用駐車区画利用証交付申請書</li> <li>・申請に必要な書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等）</li> <li>・利用証を郵送するための切手（140円）</li> <li>・その他審査に必要な資料の提出を求めることができます。</li> </ul> </li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害：4級以上</li> <li>・聴覚障害：3級以上</li> <li>・平衡機能障害：5級以上</li> <li>・肢体不自由               <ul style="list-style-type: none"> <li>上肢：2級以上</li> <li>下肢：6級以上</li> <li>体幹：5級以上</li> </ul> </li> <li>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害               <ul style="list-style-type: none"> <li>上肢機能：2級以上</li> <li>移動機能：6級以上</li> </ul> </li> <li>・心臓機能障害：4級以上</li> <li>・じん臓機能障害：4級以上</li> <li>・呼吸器機能障害：4級以上</li> <li>・ぼうこう又は直腸の機能障害：4級以上</li> <li>・小腸機能障害：4級以上</li> <li>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害：4級以上</li> <li>・肝臓機能障害：4級以上</li> </ul> </li> <li>●知的障害者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳の障害の程度欄が「A」の者</li> </ul> </li> <li>●精神障害者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること</li> </ul> </li> <li>●難病患者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定医療費（指定難病）受給者等</li> </ul> </li> <li>●高齢者           <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護状態区分が「要介護1～5」の者</li> </ul> </li> <li>●妊娠婦           <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠7箇月～産後3箇月</li> </ul> </li> <li>●けが人           <ul style="list-style-type: none"> <li>・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者</li> </ul> </li> <li>●その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者</li> </ul> </li> </ul>
窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ</li> <li>・申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し（氏名・生年月日・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ）を添付して上記窓口に郵送してください。</li> <li>・申請書は居住地の市町村障害福祉担当課で入手若しくは大阪府のホームページからダウンロードすることができます。</li> </ul> <p><a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousouseido/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousouseido/index.html</a></p>

## (5) 自動車運転免許の取得費の助成

内容	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成しています。
窓口	福祉課

## (6) 自動車改造の助成

内容	障害者（一定の制限があります）を対象として、障害者が使用する自動車の運転装置等を改造する費用の一部を助成しています。
窓口	福祉課

## (7) リフト付福祉タクシー

内容	<p>大阪福祉タクシー総合配車センター加盟のタクシー会社や運輸局の許可を得た介護タクシー事業者では、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフト付きタクシー等を運行しています。</p> <p>利用運賃は、車両の種類や利用形態によって異なります。</p> <p>乗車定員については、タクシー会社が保有する車両によって異なりますが、乗務員等の他、大型車で車いす2台（2名）と介護者等の同乗者2名～5名（ストレッチャーの場合は1台（1名）と介護者等の同乗者2名～4名）、中型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者2名～3名、小型車で車いす1台（1名）と介護者等の同乗者1名が同時に乗車できます。</p> <p>なお、福祉車両によって、同乗者の乗車人数が異なる場合がありますので、ご利用にあたっては、大阪福祉タクシー総合配車センター等にお問い合わせください。</p>
窓口	大阪福祉タクシー総合配車センター など TEL：06-6268-2945（フクシゴー） FAX：06-6268-2946 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝休み）